

受験番号	
------	--

平成29年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（筆記試験）問題

専門科目

憲 法 ······ 1

民 法 ······ 2

国 際 法 ······ 3

国 際 私 法 ······ 4

租 稅 法 ······ 5

知的財産法 ······ 6

社会保障法 ······ 7

開発協力論 ······ 8

[憲 法]

[第1問]

目的二分論について、意義、根拠及び判例に触れつつ論じなさい。

[第2問]

客観訴訟の合憲性につき、憲法第76条第1項「司法権」及び裁判所法第3条第1項「法律上の争訟」との関係に触れつつ論じなさい。

[民 法]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい。

[第1問]

抵当不動産が不法占拠されている場合において、不法占拠者に対する抵当権者の妨害排除請求が認められるか否かについて論じなさい。なお、論じる際には、判例の示す法律構成・要件・効果にも触れること。

[第2問]

高齢の A は、時価 5 億円の甲土地を所有していた。B は、この土地を安く手に入れ、高く転売することを計画した。B は、A に対して、言葉たぐみに騙し、A との間で、甲土地を代金 2 億 5000 万円で売買する契約を締結した。

B は、すぐに甲土地の登記を自らの名義に移転したうえで、A が詐欺によって意思表示をしたことを知らない C との間で、代金 5 億円で甲土地の売買契約を締結した。代金の引渡し、甲土地の引渡し、そして登記の移転は全て同時に行われる予定であったが、C が必要書類を整えきれなかったため、代金の引渡しと甲土地の引渡しがそれぞれ行われ、登記の移転は後日行われることになった。

A は、売買契約後、B からの連絡が途絶えたために不審に思い、調査したところ、B に騙されたことが判明した。そこで、A は、B に対して行った甲土地の売買に係る意思表示を民法 96 条 1 項に基づいて取り消した。そして、C に対して、自らの所有権に基づき、甲土地の返還を請求した。

以上の事実のもと、A の C に対する甲土地の返還請求が認められるかについて論じなさい。なお、A が、B に対して行った甲土地の売買に係る意思表示を民法 96 条 1 項に基づいて取り消しうることは前提として解答すること。

[国 際 法]

[第1問] 国家管轄権の主要な適用基準について述べなさい。

[第2問] 下記の用語の意味について略述せよ。

- (1) 国籍付与に関する国内法上の原則
- (2) 解釈宣言
- (3) TRIPS
- (4) 無害通航権

[国 際 私 法]

[第1問]

A(男)は日本で生まれ、出生時にX国籍を取得し、また日本の永住権を取得し、出生以来日本に居住していた。Aと日本人女Bは夫婦ではないが、その間に子Cが生まれた。Cは出生時に日本国籍を取得した。AとBはCの出生後も婚姻せず、同居もしなかった。BはCを日本で養育した。

Cが25歳の時にAは日本で死亡したが、Cは直ちにはAの死亡を知らず、Cが35歳の時にAの死亡を知った。そこで、CはAの死亡を知ってから3か月後に日本の裁判所に検察官を被告として認知の訴えを提起した。Cの認知請求について日本の裁判所はどのように判断すべきか(国際裁判管轄について解答する必要はない)。

なお、X国法から日本法への反致は成立しないものとする。

また、X国法は次のように定めている。

X国民法

第101条 婚姻外の出生子は、その生父がこれを認知することができる。

第102条 認知は、家族登録法に定めるところにより申告することにより、その効力を生ずる。

第103条 認知は、その子の出生の時に遡及して効力を生ずる。ただし、第三者の取得した権利を害することはできない。

第104条 子、その直系卑属又はその法定代理人は、父を被告として、認知の訴えを提起することができる。

第105条 前条の場合において、父が死亡したときは、その死亡を知った日から2年内に、検察官を被告として、認知の訴えを提起することができる。

[第2問]

日本の会社AとX国の会社Bは、Aを買主とし、Bを売主とする物品売買契約を締結した。契約締結に際してはBの代表者が来日して日本でこの契約を締結した。AとBは、Bが目的物をAの本店所在地(東京都千代田区)でAに引き渡すことを合意するとともに、X国法を契約準拠法とする合意をした。なお、Bは日本に営業所を有しない。

Bは契約に従いAに目的物を引き渡したが、Aは、引き渡された目的物に欠陥があると主張して契約を解除して、Bに対して日本の裁判所に損害賠償請求訴訟を起こした。この訴訟について日本に国際裁判管轄はあるか。

なお、X国法は次のように定めている。

X国民法

第201条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物が存在した場所において、他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

[稟 稅 法]

下記の設問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、選択した問題の番号を冒頭に記すこと。なお、適用法令は 2016 年 4 月 1 日現在有効な所得税法、消費税法等のいわゆる本法と租税条約（議定書等付属文書を除く。）に限る。

[第 1 問] 2014 年改訂 OECD モデル租税条約 23 条 A 及び 23 条 B が、国際的二重課税の排除の方法としてそれぞれ外国税額控除方式(foreign tax credit method)と外国所得免除方式(exemption method)を定めていることを踏まえて、次の二つの問い合わせに答えなさい。

(1) 国際的二重課税は、①法的二重課税と②経済的二重課税に大別される。これらの国際的二重課税の発生原因を述べなさい。

(2) ①法的二重課税と②経済的二重課税で、二重課税の排除措置は異なるか。

[第 2 問] 外国法上の行為の租税法上の性質決定はどのような基準によって判定されるか、最高裁判所（二小）平成 27 年 7 月 17 日判決（平成 25 年（行ヒ）第 166 号）を参照しつつ、述べなさい。

[知的財産法]

Aは長年の音楽愛好家で、CDの発売前に流通していたカセットテープや親から受け継いだレコードを多く所有している。ただ、最近、カセットテープやレコードの再生機が手に入りにくくなつて困っていたところ、媒体変換サービス事業を行つてゐるB社を見つけた。Aは、引き続き自宅で音楽を楽しむことができるよう、B社に自らが所有するカセットテープやレコードに録音されている音楽を、CD及びUSBに媒体変換することを有償で依頼した。

Cは音楽の著作物を管理している著作権管理事業者であり、作詞者、作曲者、音楽出版社などの著作権者から著作権の管理委託を受けている。Cが管理している著作権には録音権も含まれていることから、CはB社がCに無断で媒体変換サービス事業を行つてゐることを問題視し、B社に申し入れを行うことにした。なお、Cと著作権者との間で締結される信託契約により、著作権者の著作権はCに移転しており、Cはその管理する著作物について、自らの名で訴訟を提起することができる。

- (1) 著作権管理事業者Cは、B社に対して、日本の著作権法に基づき、どのような主張を行うことができるか(35点)。
- (2) これに対して、B社は、日本の著作権法に基づき、どのような反論を行うことができるか(35点)。
- (3) あなたは、どちらの主張が妥当と考えるか、理由とともに、述べなさい(30点)。

[社会保障法]

下記の設問のうち二問を選択して答えなさい。

その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問]

社会手当の性格と制度目的を説明したうえで、廃止された子ども手当を素材に、社会手当の展開可能性について私見を述べなさい。

[第2問]

Aは癌の治療のため、ア療法とイ療法を併用する治療をうけていたところ、ア療法は保険診療たる「療養の給付」（健康保険法 63 条 1 項）に当たるが、イ療法はこれに該当しないものであった。国によれば、保険診療（ア療法）と保険外診療（イ療法）とを併用した場合、ア療法も「療養の給付」に該当しないことになり、治療費用はすべてAの負担となる。Aは、こうした国の見解は誤っているとして、イ療法と併用されるア療法につきAが療養の給付を受けることができる権利を有すると訴えたと考えている。

あなたがAの訴訟代理人として訴訟を提起するとした場合、訴訟においてどのような主張を行うか、その主張内容を書きなさい。

[第3問]

平成 27 年 1 月 21 日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理」、同月 16 日に「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」が出された。第一に、企業年金に関する最近の改革動向を説明しなさい。第二に、改革の動向について私見を述べなさい。その際、公的年金、企業年金、退職金の性格の異同についても検討しなさい。

[開 発 協 力 論]

[第1問]

国家の開発プロセスの進展に成功する国と失敗する国とを峻別する要因は何か論じよ。

[第2問]

日本のODA（政府開発援助）の特質につき、他のドナー（援助供与国）と比較した上で、その優位点および欠点の双方について論じよ。比較の観点は、特定の分野やイシューに特化してもかまわない。なお、比較する対象国は特定の一ヶ国でも複数国を選んでもよい。